

# 労務 ROAD

## 令和4年10月～ 社会保険の適用拡大

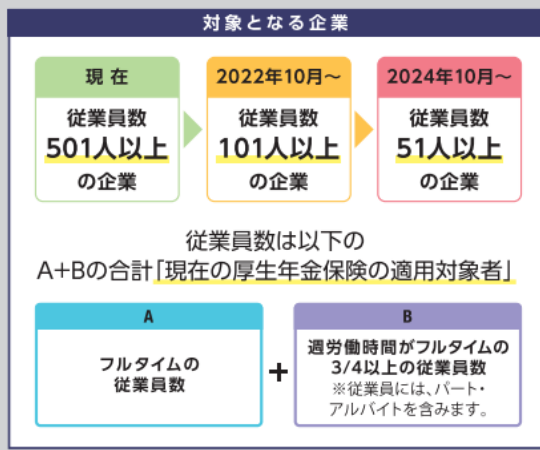
2022年10月から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化され、社会保険料の負担が変わります。

### 企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

### 従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。



社内イントラやメール等を活用し、周知に努めましょう！



VOL.800  
(2205-3)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

**新たな加入対象者は、下記の条件を全て満たすパート・アルバイトの方です。**

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・2か月を超える雇用が見込まれること
- ・月額賃金が8.8万円以上
- ・学生ではない

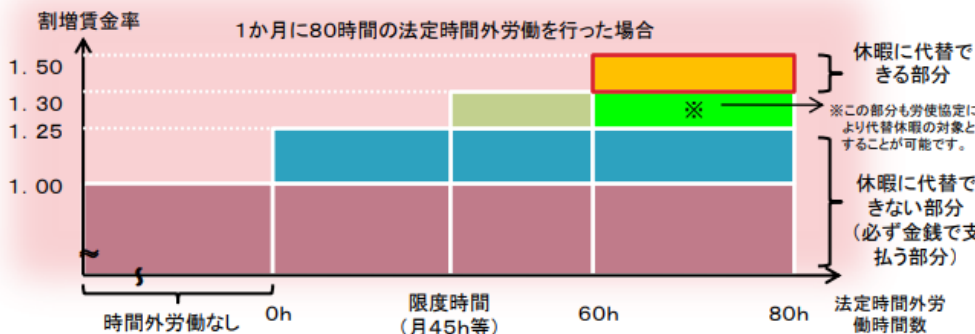
## 令和5年4月1日～ 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ

令和5年4月1日から中小企業の月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金率**が**50%**になります。

1か月の時間外労働	(改正前) 平成22年4月1日～		(改正後) 令和5年4月1日～	
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	25%	50%
中小企業	25%	25%	25%	<b>50%</b>

### 代替休暇の付与が可能

割増賃金率の引き上げ分(25%)の支払いに代えて代替休暇(有休)を与えることができます。



ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたか？  
私は今回は遠出することもなく、家でゆっくりしていました。  
日中から野球を見ながら家でゆっくりできる機会もありませんでしたので個人的には満足しています。  
盆休みや来年のゴールデンウィークはどこかに遠出できればいいなと思っています。  
どこかいい場所があれば教えてください！  
(木下)

5月 労務スケジュール

- ・労働保険年度更新準備(7月11日が期限)